

広島県告示第千二百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十九年十一月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次大和線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
三次市上田町一六三番一地从先から 三次市上田町一六三番一地从先まで	新	旧	一八・八〇 三六・四〇	七八・〇〇	幅員減少 不用物件延長 八六・〇〇メー トル
			二四・〇〇 三六・四〇	七八・〇〇	